

公益財団法人 情報通信学会

委員会の委員に対する報酬等及び費用の支給の基準に関する規則  
(委員会委員報酬・費用弁償規則)

(目的)

**第1条** この規則は、公益財団法人情報通信学会（以下「学会」という。）の定款第40条第3項及び第4項の規定により選任された委員会の委員に対する報酬等及び費用の支給の基準について定めることを目的とする。

(報酬等)

**第2条** 委員会の委員は、無報酬とする。

(費用の種類及び金額並びに支給方法)

**第3条** 委員会の委員がその職務を行うために要する費用の弁償の額及びその支給方法については、役員及び評議員に対する報酬等及び費用の支給の基準に関する規則中、役員に関する規定を適用する。

(委任)

**第4条** この規則の実施に関して必要な事項は、会長が理事会の承認を受けて別に定める。

附 則

この規則は、公益財団法人情報通信学会の設立の登記の日（平成23年4月1日）から施行する。